龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２４４条の２第１項の規定に基づき、一般廃棄物を衛生的に処理するための施設の設置及びその管理に関し、必要な事項を定めるものとする。	（目的） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２４４条の２第１項の規定に基づき、一般廃棄物を衛生的に処理するため龍の郷・クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（設置） 第２条　前条の施設を次のとおり設置する。 名称　龍の郷・クリーンセンター 位置　龍ケ崎市板橋町字安台５４２番地１	（設置） 第２条　クリーンセンターを次のとおり設置する。 名称　龍の郷・クリーンセンター 位置　龍ケ崎市板橋町字安台５４２番地１
（職員） 第３条　龍の郷・クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）に施設長その他必要な職員を置く。	（職員） 第３条　クリーンセンターに施設長その他必要な職員を置く。
第４条　省　略	第４条　省　略
（管理基準等） 第５条　クリーンセンターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第４条の５第２項に規定するし尿処理施設の維持管理の技術上の基準により維持管理をしなければならない。	（管理基準等） 第５条　クリーンセンターの維持管理は、法施行規則第４条の５第２項の規定により定める、し尿処理施設の維持管理基準とする。
第６条　省　略	第６条　省　略
（クリーンセンターの利用） 第７条　次の各号の一に該当する者は、クリーンセンターを利用することができる。 ⑴　龍ケ崎地方衛生組合を組織する市町村の長から、し尿若しくは浄化槽汚泥の収集若しくは運搬を委託され、又は許可された者 ⑵　前号に掲げるもののほか、管理者が特に認めた者	（クリーンセンターの使用） 第７条　クリーンセンターは、次の各号に該当する者は使用することができる。 ⑴　当組合加入市町村長から、委託及び許可を受けたし尿及び浄化槽汚泥取扱業者 ⑵　その他管理者が特に認めたもの
（クリーンセンターの利用の中止） 第８条　次の各号の一に該当する場合は、管理者はクリーンセンターの利用を中止することができる。 ⑴　クリーンセンターの秩序をみだすおそれがあると認める場合 ⑵　前号に掲げる場合のほか、クリーンセンターの維持管理上必要があると認める場合	（クリーンセンターの使用の中止） 第８条　次の各号の一に該当する場合は、クリーンセンターの使用を中止することができる。 ⑴　クリーンセンターの秩序をみだすおそれがあると認めるとき ⑵　管理上、その他管理者において必要があると認めたとき
（処理量の制限） 第９条　管理者は、クリーンセンターに搬入されたし尿又は浄化槽汚泥を日量２１８キロリットルを超過しない範囲で処理しなければならない。	（処理量の制限） 第９条　管理者は、し尿及び浄化槽汚泥日量２１８キロリットルを超過しない範囲で処理しなければならない。
第10条　省　略	第10条　省　略
（搬入休止日） 第11条　クリーンセンターの搬入休止日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特別の事由があると認める場合は、搬入休止日においてもし尿又は浄化槽汚泥を搬入することができる。 ⑴　龍ケ崎地方衛生組合の休日を定める条例（平成５年龍ケ崎地方衛生組合条	（搬入休止日） 第11条　クリーンセンターの搬入休止日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特別の事由があると認める場合は、搬入休止日においても搬入することができる。 ⑴　日曜日及び土曜日

新	旧
例第１号）第１条第１項に規定する組合の休日 ⑵　前号に掲げる日のほか、やむを得ない事情により管理者が必要と認める日 （維持管理の状況の公表） 第12条　管理者は、規則で定めるところにより、クリーンセンターの維持管理に関する状況について一般に公表しなければならない。 （委任） 第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。 付　則　　省　略	⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日 ⑶　１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く） ⑷　前各号に掲げる日のほか、やむを得ない事由により管理者が必要と認める日 （委任） 第12条　この条例の施行について、必要な事項は管理者が別に定める。 付　則　　省　略